

山口FPの 事業承継

A to Z



ファイナンシャル・プランナー
山口 大介

山口大介、59歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

争族を防ぐ遺言

相続人全員に意思を伝える

こんにちは、山口大介です。2月は、平昌冬季五輪が開かれます。日本代表選手の活躍が楽しみです。今回は「議決権制限株式を使った争族対策」を紹介しましたが、今回は遺言についてお伝えしましょう。

皆さんは、「相続」を「争族」にしない方策として、どのようなことが大切だと思いますか？ 円滑な相続を進めるのに準備すべきことは多いものですが、私は経営者が自分の意思（遺志）を、相続人全員にきちんと伝えることも重要だと思います。相続人だけで円満な遺産分割を行うことは、極めて難しいのが現実。そして自分の意思を伝えるためには、遺言書を書くことが欠かせません。遺言書にはいくつか種類があります。代表的なものに「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」がありますが、それぞれのメリットや注意点を見ていきましょう（図1参照）。

作成件数が増える公正証書遺言

自筆証書遺言は、日付・氏名・全文などを本人が手書きし、押印することで効力を発揮する遺言です。作成する時間・

場所を選ばず、費用がかからない点などがメリットですが、記載内容に不備や漏れがあると無効になったり、偽造・紛失の恐れや、保管方法によっては遺言の存在に気づいてもらえないなどの注意点があります。一方、公正証書遺言は、原則、公証役場に出向く必要があります。遺言者本人の口述に基づき、公証人が作成します。証人が2人以上必要で、費用がかかりますが、安全で確実な遺言を作成でき、形式不備で無効になる可能性が低いです。また、原本が公証役場に保管されるため、偽造・紛失の心配がありません。さらに、公正証書遺言は、自筆証書遺言で必要な、家庭裁判所の検認の手続きが不要です。

どちらが優れているということはありませんが、公正証書遺言に対する関心が高まっているのが最近の傾向です。図2は、全国の公証役場で作成された「遺言公正証書」の件数の推移を示したものです。2007年に約7万4,000件だった作成件数は、2014年以降10万件を超えています。また、遺言書の作成で覚えておきたいのが、一度作ればそれで終わりではないこと。時間が経つと遺言の内容が現実にそぐわなくなるケースも出てきます。状況が変わったときは、内容を見直し、新たに作り直すことも必要です。

M

■ 図1 2つの遺言の特徴

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成方法	本人が、日付・氏名・全文などを自筆で書き、押印する	公証役場に出向き、本人が口述し、公証人が筆記する
保管場所	自由	公証役場
証人	不要	2人以上
家庭裁判所の検認	必要	不要
メリット	費用がかからず簡単	専門家が作成するので確実
デメリット	書式の条件を満たしていないと無効になる。紛失のリスクがある	証人が必要。費用の負担がある。作成に手間がかかる

■ 図2 遺言公正証書の作成件数

